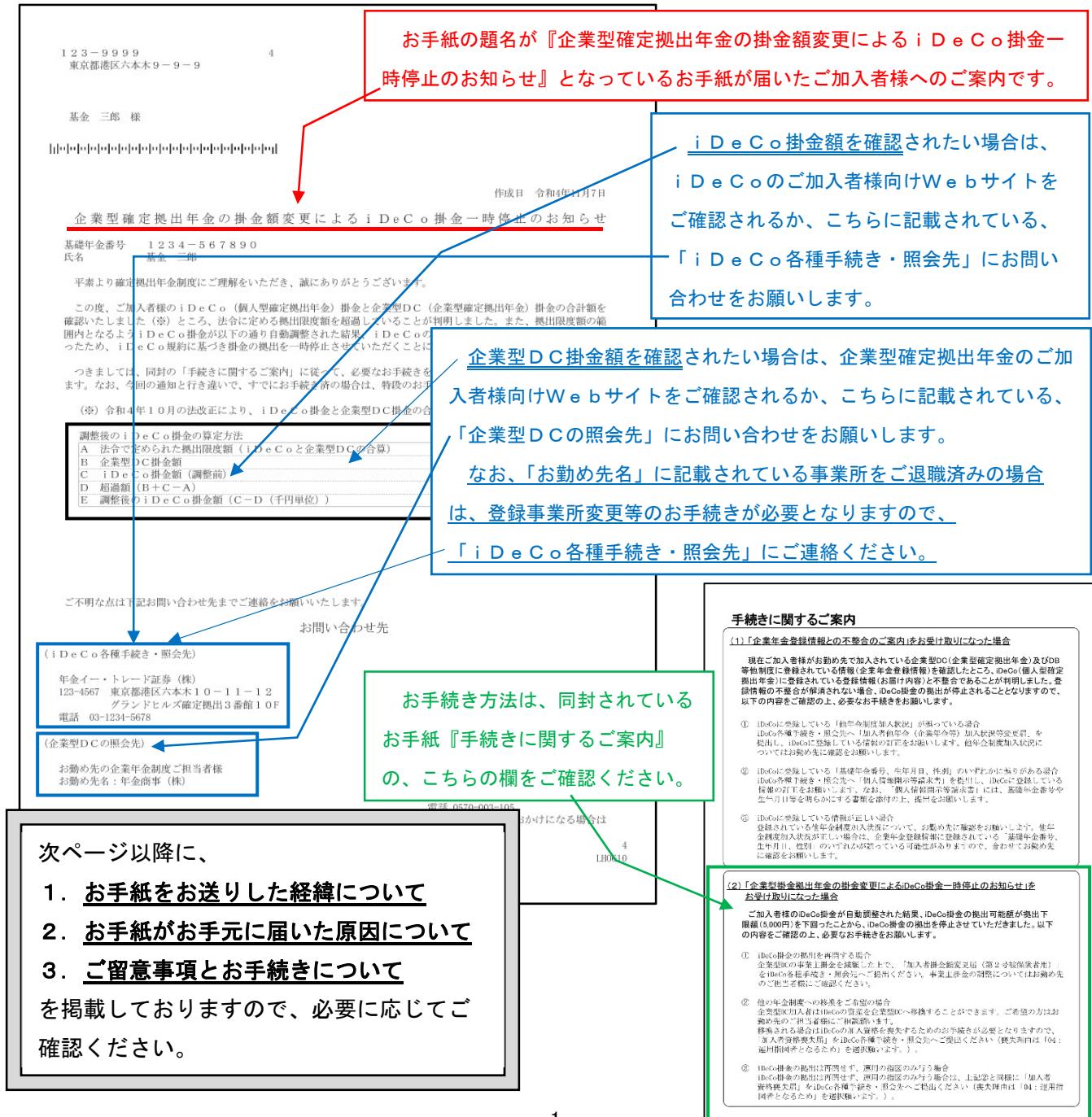


**お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更による iDeCo 挂金一時停止のお知らせ』  
をお受取りになられた個人型確定拠出年金（iDeCo）のご加入者様へ**

お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更による iDeCo 挂金一時停止のお知らせ』をお受取りになられた iDeCo ご加入者様におかれましては、法令で定められた拠出限度額を超過していることが判明したため、iDeCo 挂金を自動調整（減額）させていただいた結果、iDeCo の拠出下限額（5,000 円）を下回ったことから、iDeCo 挂金の引落しを一時停止させていただくことになりました。

お手紙をお送りした経緯やご対応方法につきましては、次ページ以降に記載いたしましたので、必要なお手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

ご不明点のご照会先は、下記のお手紙見本の青枠内に記載されている、ご加入者様の運用関連運営管理機関（以下、「金融機関など」といいます。）および、お勤め先の企業年金制度となります。

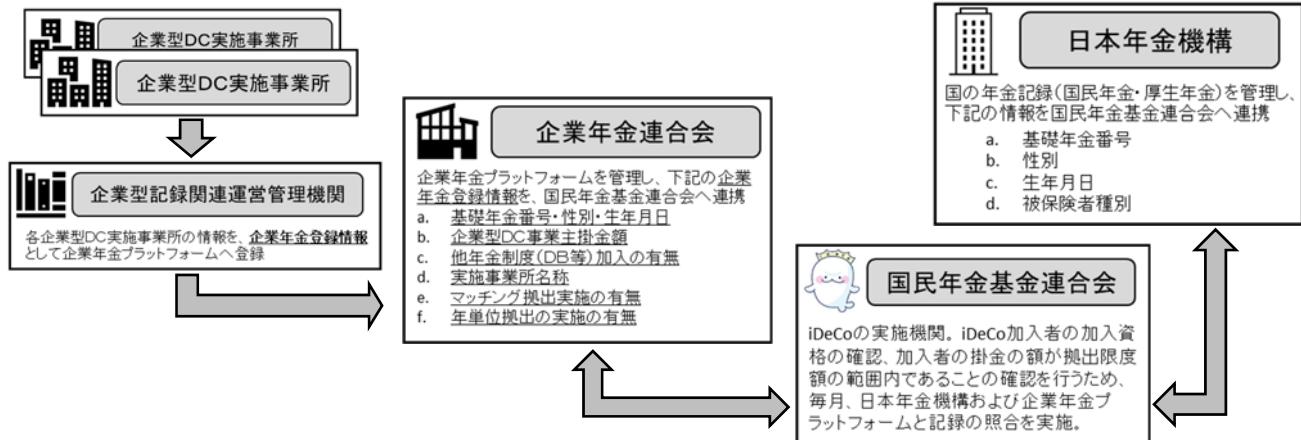


## 1. お手紙をお送りした経緯について

2022年の制度改正により、iDeCoへのご加入要件が緩和されたことに伴い、2022年10月以降はiDeCo（国民年金基金連合会）に登録いただいている情報<sup>※1</sup>について、日本年金機構（以下、「機構」といいます。）や、企業年金プラットフォーム（企業年金連合会が運営する企業年金登録情報（登録項目は下図のa.～f.を参照ください。）データベース。以下、「PF」といいます。）との記録の照合を行い、下記の点を月次で確認させていただくことになりました。

### ① 機構、PFとの記録照合で確認する内容

- ① iDeCoのご登録情報と一致しているか
- ② iDeCoへのご加入資格があるか
- ③ iDeCoで拠出されている掛金が拠出可能額の範囲内にあるか



これに伴い、iDeCoで拠出されている掛金が法令で定められた拠出限度額を超えていた<sup>※3</sup>ことが判明した場合、拠出限度額の範囲内となるようiDeCo掛金を自動調整（減額）し、iDeCoの拠出下限額（5,000円）未満となった場合は、掛金の拠出を一時停止させていただいた上で、お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金一時停止のお知らせ』をお送りします。

※1：iDeCoに登録されている情報

基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金の被保険者種別、企業年金等（他年金制度）<sup>※2</sup>のご加入状況などを指します。

※2：企業年金等（他年金制度）

日本の年金制度のうち、いわゆる3階部分と言われる上乗せ年金制度のうち、iDeCoおよび国民年金基金以外の制度を指します。下記の【例】のような企業年金制度等があります。

【例：企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」といいます。）、確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度】

※3：法令で定められた拠出限度額

- 企業型DCとiDeCoに同時加入する場合のiDeCoの拠出限度額：  
月額5.5万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した額（月額2万円を上限）
- 企業型DC+DB等の他制度にも加入している場合のiDeCoの拠出限度額：  
月額2.75万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した額（月額1.2万円を上限）

## 2. お手紙がお手元に届いた原因について

『企業型確定拠出年金の掛金額変更による i D e C o 掛金一時停止のお知らせ』がお手元に届いた場合、原因として下記の①、②のようなご状況により、法令で定められた拠出限度額を超過したものと考えられます。

### (+) お手紙が届いた原因として考えられる、ご加入者様のご状況

- ① 企業型DCの事業主掛金が増額された
- ② 企業型DCの事業主掛金に関し、過誤による登録誤りがあった、あるいは何らかの事情により過去分の事業主掛金が遡って納付された※4

※4：企業型DCの事業主掛金に関し、過去分の事業主掛金が遡って納付される場合として考えられるのは、下記のような場合です。

- (ア) 企業型DCの事業主掛金に関し、納付が困難であると認められる場合（災害その他やむを得ない理由があると認められる場合）として厚生労働省令で定める場合の納付期限日の延長を実施したことにより、延長した分の事業主掛金を後に納付した場合。
- (イ) 企業型DC側で事業主掛金の額の算定を誤ったために、本来の事業主掛金の額を拠出することができなかつた場合、その差額を、翌月以降の掛金の額に上乗せするという方法で拠出された場合。

企業型DCの事業主掛金の詳細は、企業型DCのご加入者様向けWebサイトでご確認ください※5。

ご加入者様向けWebサイトのご確認方法が不明な場合は、企業型記録関連運営管理機関（以下、「企業型RK」といいます。）、もしくはお勤め先の企業年金制度ご担当者様におたずねください。

※5：法令では、企業型RKは、企業型DCのご加入者様向けのWebサイトで、下記の情報等を表示するものとされています。

- (ア) 事業主掛金および企業型DC加入者掛金の拠出（マッチング拠出）の状況
- (イ) DB等の他制度の加入者の場合は、その旨
- (ウ) 企業型DCの事業主掛金が年単位拠出となっている、すなわち、当該企業型DCのご加入者様が i D e C o にご加入できない場合は、その旨

(エ) 拠出することができると見込まれる i D e C o の掛金の額

また、企業型DCのご加入者様が i D e C o へのご加入やご変更等のお申出をされる際には、このWebサイトでご加入要件等を確認することとされています。

なお、これらの情報については i D e C o の金融機関などでは保有しておりませんので、お問い合わせいただいても、お答えすることができません。

### 3. ご留意事項とお手続きについて

#### (1) 一時停止の開始時期について

お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更による iDeCo 挂金一時停止のお知らせ』(以下、単に「お手紙」といいます。)の右上に記載された「作成日」の月と同月 26 日（休業日の場合は翌営業日）の引落しから、iDeCo 挂金の引落しを一時停止させていただきます。

#### (2) ご加入者様のお手続きについて

お手紙をお受取りになられた場合は、同封のお手紙『手続きに関するご案内』の(2)の記載内容(こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、緑枠の部分です)をご確認の上、必要なお手続きをお願いします。

なお、お手紙左下の「お勤め先名」に記載されている事業所(こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、青枠、下段の部分です)をご退職済みの場合で、かつ、iDeCo 挂金の拠出を再開する場合は、『手続きに関するご案内』に記載のお手続きではなく、企業型DCの事業主掛金を減額した上で、登録事業所変更等のお手続きが必要となりますので、ご加入者様が iDeCo のご加入をお申込みいただいた金融機関など※6 にご連絡ください。

#### (3) 当年分の『小規模企業共済等掛金払込証明書』の追加発行について

- iDeCo 挂金の一時停止が 11 月～12 月となる場合、確定申告や年末調整の際に添付する『小規模企業共済等掛金払込証明書』の証明額に変更が生じます。
- ご加入者様のお手元にすでに『小規模企業共済等掛金払込証明書』が届いている場合は、一時停止の予定を反映した同証明書が追加発行されます(お手紙がお手元に届いた月の、同月下旬に発行)。
- お勤め先での年末調整申告後に iDeCo 挂金の一時停止となった場合は、追加発行された『小規模企業共済等掛金払込証明書』を添付の上、確定申告において申告額を修正していただく必要があります。

「3. ご留意事項とお手続きについて」は次ページに続きます。

※6：金融機関などがおわかりにならない場合は、お手紙左下の「iDeCo 各種手続き・照会先」欄をご確認いただければ、金融機関などの名称と電話番号が記載されております(こちらのご案内の1ページ目に掲載されている見本の、青枠、上段の部分です)。

金融機関などによっては、ご加入者様向けのホームページにお手続き方法が記載されている場合もございますので、お問い合わせの前に金融機関などのホームページをご確認ください。

### 3. ご留意事項とお手続きについて（続き）

#### (4) 企業型DCの事業主掛金が減額された場合に、iDeCo掛金の引落しを再開するお手続きについて

- 企業型DC側の事業主掛金が減額された場合であっても、iDeCo掛金の引落しが自動的に再開されることはありません。
- iDeCo掛金の引落し再開をご希望の場合は、ご加入者様から金融機関など<sup>※6</sup>に、「加入者掛金額変更届K-009」をご提出ください。
- iDeCoの掛金額は、原則、前年12月分～11月分（1月引落～12月引落）の期間で1回のみ変更可能ですが、企業型DCの掛金額変更に伴うご変更の場合は、「加入者掛金額変更届K-009」内の「事業主掛金額の増減に伴う変更」欄にチェックをしていただければ、年1回の掛金額変更の例外として、変更回数にカウントしません。
- 「2. お手紙がお手元に届いた原因について」の②に記載されたような原因（企業型DC側の事業主掛金の過誤や、遡っての納付）によるiDeCo掛金の引落し一時停止であっても、引落し再開をご希望の場合には、ご加入者様から「加入者掛金額変更届K-009」を金融機関などにご提出いただく必要があります。

以上